

AV出演被害防止・救済法が施行されました（令和4年6月23日）

AV出演契約を取り消したり、 販売や配信をの停止などの請求ができます



ポイント

- 契約締結時の契約書等の交付、契約内容の説明の義務付け
- 契約書面交付後1か月間の撮影禁止、撮影時の出演者の安全確保、撮影や嫌な行為への拒絶、公表前の映像認、すべての撮影終了後4か月の公表禁止の義務付け
- 撮影時に同意していても、公表後1年間（法施行後2年間は経過措置として「2年間」）は、性別・年齢を問わず、無条件に契約を解除できます
- 契約がないのに公表されている場合や、契約の取消・解除をした場合は、販売や配信の停止などを請求できます
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行います

被害事例 こんな被害が起きています

親切なふりをして近づいたり、アイドルになりたい心情を利用するなどのAV出演被害が起きています。

● 親切なふりをして近づく例

駅前で話しかけてきた人が親切そうだったので、SNSのアカウントを交換した。一人で寂しい時など、SNSで相談にのってもらえるようになった。「お金がない」と送ったら、「いいバイトがあるよ」と返事があり、行ってみるとAVの撮影だった。

● アイドルになりたい心情を利用した例

アイドルになりたいくて、タレント事務所に応募したら、すぐにオーディションに来るよう言われた。「仕事が決まったよ」と言われたが、その仕事はAVの撮影だった。

● 交際相手にだまされた例

交際相手に「私的な動画記録だから」と言われて撮影した動画が、AVとして販売されていた。

相談窓口 相談できる場所があります

電話で
相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

SNSで
相談

性暴力に関するSNS相談
Cure time (キュアタイム)

Cure time
はこちらから

